## 感染症サーベイランスシステムの利用申請手続きに関するQ&A

令和4年9月15日 第1版 令和4年12月12日 第2版 令和5年2月14日 第3版 令和5年4月27日 第4版

1 感染症サーベイランスシステムとは、どのようなシステムですか。

#### (答)

これまで、医療機関では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づく発生届について、郵送やファックス、メールにより保健所あて御報告いただいていました。

次期感染症サーベイランスシステム(以下「次期システム」という。)では、その発生届の提出を、オンライン上で医療機関が直接行うことができるようになり、令和4年10月31日から運用しています。

さらに、指定届出機関\*\*1の場合は、定点報告も併せてオンライン上で行うこともできます。

その他、発生届で提出された患者の健康観察の機能等もあります。

なお、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から定点報告の対象となりますので、指定届出機関においては、次期システム内で報告することができます。次期システムでは、新型コロナウイルス感染症については報告できません。新型コロナウイルス感染症に関しては、感染状況が収束するまで新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)による対応が継続されます。

※1)「指定届出機関」とは、感染症法第14条に基づき、特定の感染症の患者の発生 状況を週又は月単位で届出るようお願いしている、いわゆる「定点医療機関」 のことを言います。

#### 2 アカウントの利用申請は、必須ですか。

### (答)

次期システムの運用開始と同時に発生届や定点報告等の届出方法を切り替えるものではなく、順次、移行していく予定としておりました。

令和4年12月9日付けで感染症法が改正され、令和5年4月1日から医療機関の 医師に対して、電磁的な方法による届出として、次期システムでの報告が義務化や努力義務化されます。 当面は、現行どおり、ファックスやメール等での受付を継続いたしますが、義務化される医療機関は、施行までに利用申請をし、それ以外の医療機関も、順次利用を進めていただくよう御協力をお願いいたします。

なお、<u>指定届出機関</u>に限っては、毎週の報告等がございますので、義務化されない 場合であっても、**原則**として、利用申請をしていただくよう、お願いいたします。

## 《義務化の概要表》

区分	発生届	定点届出
感染症指定医療機関*2の医師	義務	義務
それ以外の医師	努力義務	努力義務
獣医師	努力義務	

※2) 感染症指定医療機関の範囲は、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関です。 <u>追って示される予定です</u>。

# 3 利用申請様式は、どのように記入したらよいですか。

(答)

詳しくは、作業要領「別紙 2 「システム利用申請様式」の記載要領」のページを御確認ください。

### 《留意事項》

- ○御自身の医療機関のコード番号は、「医療機関マスタ(全数)」か「医療機関マスタ (定点)」で御確認ください。
- ○医療機関マスタに御自身の医療機関がない場合は、利用申請のメール提出時に、作業要領を参考に医療機関の情報を併せてお知らせください。
- ○<u>指定届出機関</u>の場合は、「全数報告」と「定点報告」でそれぞれアカウントが必要となります。「09:医療機関(全数)」と「16:医療機関管理者(定点)」の<u>2種類のアカウントの利用申請</u>をしていただくようお願いいたします。また、医療機関コードもそれぞれ異なりますので、御注意ください。

## 4 利用にあたって費用負担は発生しますか。また、補助金はありますか。

(答)

次期システムは、インターネット回線で利用でき、専用回線や専用端末の導入は必要ありません。そのため、補助金の予定はございません。

#### 5 利用申請する人数に制限はありますか。

(答)

人数制限は設けておりません。次期システムを利用される予定の方全員の利用申請をお願いいたします。

## 6 利用申請は、課や係などの組織単位で行ってもよいですか。

(答)

システムの利用にあたっては、別紙1「利用規約(感染症サーベイランスシステム)」への同意を前提としております。

また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえた適切な 取扱いが必要であり、取扱う情報の性質やセキュリティ対策等の観点から ID やパス ワードを組織単位で共有することは想定しておりません。

利用者ごと、業務ごと(全数、定点、動物)、機関ごとのアカウントが必要なため、 利用者名を**必ず個人名**として利用申請するようお願いいたします。

## 7 ID やパスワードを忘れた場合は、どうしたよいですか。

(答)

保健所まで御相談ください。パスワードを忘れた場合は、保健所で初期化し、改めてお知らせいたします。

○相談先

札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課

電話:011-622-5199/ファックス:011-622-5168

メール: kansenkakari@city. sapporo. jp

## 8 利用者を変更(追加、削除)したい場合は、どうしたらよいですか。

(答)

利用者の追加や変更がございましたら、新規登録と同様、別紙2「システム利用申請様式」に必要事項を記入して、御提出をお願いいたします。

変更の場合は、変更される方の「ID」又は「利用者名」をメール本文等に記載して、 併せてお知らせください。

また、削除の場合は、削除される方の「ID」又は「利用者名」をお知らせください。

申請後、手続きが完了するまで、1週間程度お時間をいただく場合がございますので、予め御承知おきください。

## 9 利用マニュアル等は、事前に確認できますか。

## (答)

次期システムの利用方法に関するマニュアルや研修資料等については、次期システム内で公開されております。

そのため、内容を確認されたい場合は、先に利用申請の手続きをしていただくよう お願いいたします。

## 10 次期システムへは、どこからログインできますか。

### (答)

次期システムの URL は、利用者アカウント情報を通知する際にお知らせしております。情報セキュリティの関連から一般非公開としておりますので、御理解いただくようお願いいたします。